

福岡市設計等委託業務成績優良業者表彰要綱

（目的）

第1条 この要綱は、設計等委託業務（以下「委託」という。）成績が優秀な受注者を表彰することにより、受注者の調査及び設計技術の向上を図り、あわせて本市における公共工事に関する調査及び設計の品質の向上に資することを目的とする。

（表彰の対象者）

第2条 表彰は、福岡市、福岡市水道局及び福岡市交通局（以下「本市」という。）が発注した委託において、福岡市設計等委託業務成績評定要領（土木版）に基づく評定が85点以上、または福岡市設計等委託業務成績評定要領（建築・設備版）に基づく評定が80点以上の優秀な成績を収めた受注者を対象とする。

2 前項の場合において、受注者が設計共同企業体（以下「JV」という。）であるときは、JVの各構成員を表彰の対象とする。

（表彰対象者の除外等）

第3条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、表彰の対象としないものとする。

- (1) 表彰の対象となる本市が発注した委託（以下「表彰対象委託」という。）の完了日前6月以内又は完了日から表彰日までの間に、福岡市競争入札参加停止等措置要領（以下「措置要領」という。）に基づく競争入札参加停止又は競争入札参加資格の取消しを受けた期間がある者
- (2) 表彰対象委託に起因した事件、事故等により、措置要領に基づく競争入札参加停止、競争入札参加資格の取消し又は書面警告を受けた者
- (3) その他表彰することが不相当と認められる者

2 受注者がJVの場合は、前項各号に該当する構成員のみを表彰の対象としないものとする。

（表彰対象の通知及び取消し）

第4条 本市が発注した委託における評定が第2条に規定する表彰の対象者の基準に該当する場合において、第3条第1項各号のいずれにも該当しないときは、速やかに、受注者に表彰の対象である旨の通知（以下「対象通知」という。）を行う。ただし、第3条第1項各号のいずれかに該当することとなる可能性がある場合は、事実関係を調査の上、表彰の対象とするか否かを決定した後に、対象通知を行う。

2 前項の場合において、受注者がJVであるときは、JVの構成員ごとに表彰の対象とすることを明確にした上で、構成員ごとに対象通知を行う。

3 対象通知を行った後、表彰の対象者が、表彰日までに第3条第1項各号のいずれかに該当することとなった場合は、当該受注者に表彰対象の取消しの通知を行う。

4 第2項の規定は、前項の場合に準用する。

（表彰の方法）

第5条 表彰は、表彰状（市長名）をもって行う。

2 表彰は、財政局で必要に応じて随時行う。

（表彰を行った者の公表）

第6条 表彰を行った者については、財政局技術監理部検査課掲示板、水道局契約課掲示板又は交通局経理課掲示板及び福岡市ホームページ、水道局ホームページ又は交通局ホームページにおいて公表するものとする。

2 公表の期間は、表彰を行った日から6月とする。

（表彰の取消し）

第7条 表彰を受けた受注者が、次の各号のいずれかに該当した場合は、表彰を取り消すこと

ができる。

- (1)当該委託の評定を修正した結果、第2条に規定する表彰の対象者の基準を満たさなくなった場合
 - (2)第3条第1項各号のいずれかに該当する事実が判明した場合
- 2 受注者がJVの場合は、前項各号に該当する構成員のみの表彰を取り消すことができる。
 - 3 表彰を取り消す場合は、当該受注者に表彰の取消しの通知を行う。
 - 4 第4条第2項の規定は、前項の場合に準用する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行し、同日以降に契約する委託に適用する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行し、同日以降に契約する委託に適用する。